

ご求人にあたってのご留意事項

本学へのご求人をご検討いただける場合は、おそれいりますが以下の事項についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 求人の受付について

福山公共職業安定所の指導により、厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』に掲げる、公共職業安定所において受理しないご求人については、今年度から本学も受理することができなくなります。ご承知おき願います（リーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。番号 LL280824 派若 03）。

2. 求人情報内容の追加について

平成 29 年職業安定法の改正により、平成 30 年 1 月 1 日以降は従来の求人票に加えて「試用期間に関わる事項」および「固定残業代に関わる事項」を追加記載する必要がございます。つきましては、①試用期間と本採用の労働条件が異なる場合にはその内容、②固定残業代を採用しておられる場合はその詳細を、それぞれ最下部の備考欄にご記入いただきますようお願い致します。

☆記載例（厚生労働省ホームページより抜粋）

①月給 20 万円 ただし試用期間中は月給 19 万円

②基本給 ××円

□□手当（時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）

○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

3. 求人票「中国能開大」欄の取り扱いについて

本年度から、倉敷市の中国職業能力開発大学校（中国能開大）の卒業生に対する求人も、ご参考として承ります。同校は、本学の 3～4 年次に該当し、例年 3～4 割程度が進学しております。

イ 本情報は中国能開大の学生のうち、本学出身の学生から、本学に情報提供の依頼がある場合に提供します。

ロ 本学へのご求人とは別に、大卒者を対象とする求人（給与、職務、職階等を異にするご求人）がある場合に、その内容をご記載ください。

4. その他

別添の求人票は、期限の定めなき常用雇用のご求人にご使用ください。アルバイトのご求人につきましては、別途ご相談ください。